

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月26日
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 浩一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	新生・フラトンVPICファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限1,300億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

- ・新生・フラトンVPICファンド（以下「ファンド」といいます。）
- ・「VPIC」に「ヴィピック」とフリガナを付すことがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,300億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%^{*}（税抜3.5%）が上限となっております。
- ^{*}平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年11月27日から平成26年11月26日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス : <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 : 03-6880-6448

受付時間 : 営業日の9時~17時

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ()		
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	日々	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	その他 ()	アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド).....「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型.....目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般.....次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般.....次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債.....目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信.....これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合.....以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々.....目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アジア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- オセアニア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中南米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- アフリカ.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド.....目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- 主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
 - ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託（以下「投資先ファンド」といいます。〈投資先ファンドの概要〉をご参照ください。）への投資を通じて行います。（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。）
 - 主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。
 - 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ・投資対象には、預託証券^{※1}、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。
 - ※1 預託証券：Depository Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで、
 - ・中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ^{※2}、H株^{※3}）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。
 - ※2 レッドチップ：資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）
 - ※3 H 株：香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）
- ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。
 - 投資先ファンドにおける国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。
 - （注）市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。
- フラトン・ファンド・マネジメントが運用します。
 - 投資先ファンドの運用は、シンガポール財務省が全額出資するテマセック・ホールディングスが100%出資するフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

< 参考情報 >

VPICの中長期的な魅力

・世界経済を牽引する中国・インドと、中国とインドを追いかけるベトナム・パキスタンは中長期的な成長が期待できます。

V ベトナム



ともに社会主義共和制。
ベトナムは中国の経験から学び
「世界の工場」へ



P パキスタン



ともに英国の元植民地。
パキスタンはインドと同様に
西洋化を進め「IT大国」へ

C 中国



中国、インドは
21世紀の世界経済を牽引

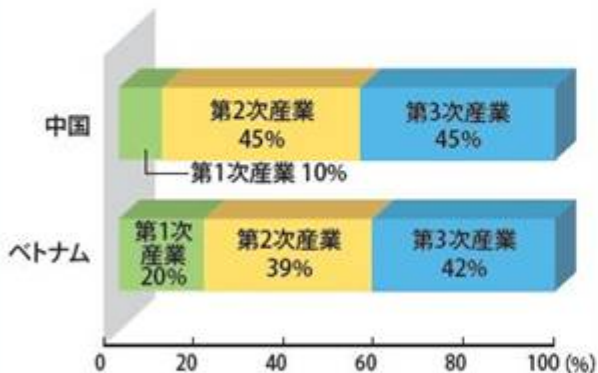


I インド

中国／ベトナムの経済の特徴

- ・中国、ベトナムの産業別構成は、従来の第2次産業の製造業を中心とした産業構造からサービス産業への構造変化がみられます。
- ・経済開放に成功した中国の経験にならい、ベトナムは市場経済化と国際経済への統合をすすめています。

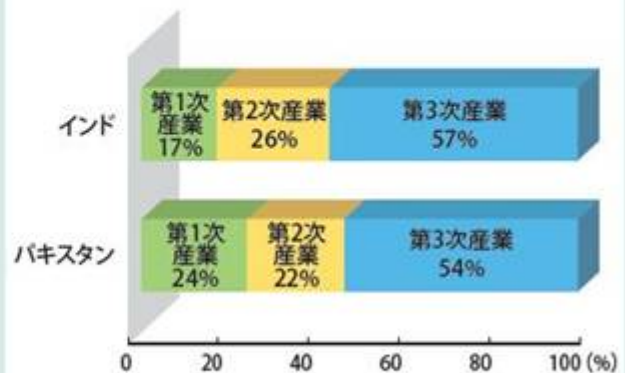
中国・ベトナムの国内総生産(GDP)*における産業別構成比(2012年)



インド／パキスタンの経済の特徴

- ・インド、パキスタンの産業別構成は、ITなどを活用する第3次産業の比率が高くなっています。
- ・両国とも英国による統治の歴史から英語力が高いことが強みとなっています。

インド・パキスタンの国内総生産(GDP)*における産業別構成比(2012年)



(注) 上図は四捨五入の関係上合計が100%にならない場合があります。

*国内総生産(GDP)とは国内で生産された物やサービスといった付加価値の合計額をさし、国の経済規模を測るもっとも基本的な指標のひとつです。

出所:外務省、アジア開発銀行のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

高成長のアジア地域

- ・アジア地域は、世界でもっとも経済成長率が高い地域です。

世界の主要地域の経済成長率の推移



*1 アジア平均、ヨーロッパ平均、北米・中南米平均は各国の国内総生産(GDP)の実質成長率の単純平均になります。各地域の平均値は外務省の地域区分に基づき新生インベストメント・マネジメントが独自に算出しています。

*2 2013年以降はIMFの予想値であり、将来変更される可能性があります。

出所:IMFの2013年10月現在のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

・VPIC諸国は堅調なアジアの経済成長率と同水準の成長率で推移するとみられています。



*1 VPIC平均およびVPICを除くアジア諸国平均は各国の国内総生産(GDP)の実質成長率の単純平均になります。

*2 2013年以降はIMFの予想値であり、将来変更される可能性があります。

出所:IMFの2013年10月現在のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

VPICの人口

・経済の礎といえる労働人口（一般的に15歳から65歳未満をさします）は、日本が人口の減少とともに労働人口も減少することが予測されているのに対して、VPICは人口の増加とともに労働人口も増加することが予測されています。



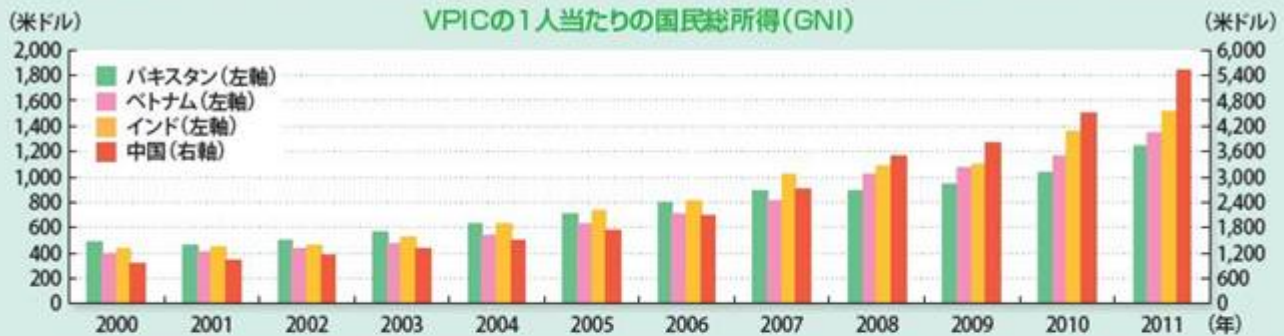
*2020年以降は予想値です。

出所:国際連合のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成



1人当たりの国民総所得(GNI)*の増加

・経済成長に伴い、VPICの1人当たりの国民総所得(GNI)は増加しており、消費の増加が期待されます。

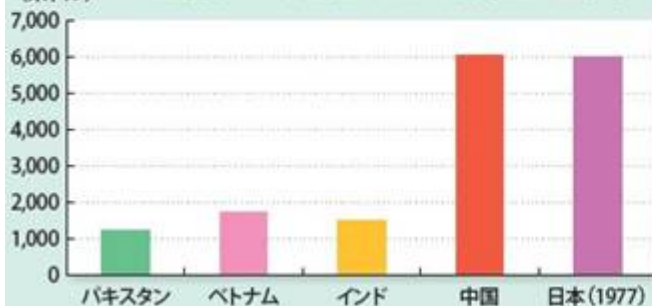


*国民総所得(GNI)とは、国の豊かさを測る経済指標で「国民全体が国内外から1年間に得た所得の合計」を指します。国民総所得(GNI)を人口で割った1人当たりの国民総所得(GNI)は、国民1人1人の経済的な豊かさを測る指標として利用されています。

出所:国際連合のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

VPICの1人当たり国内総生産(GDP)

(米ドル) VPICと日本の1人当たりGDP比較(2012年*)



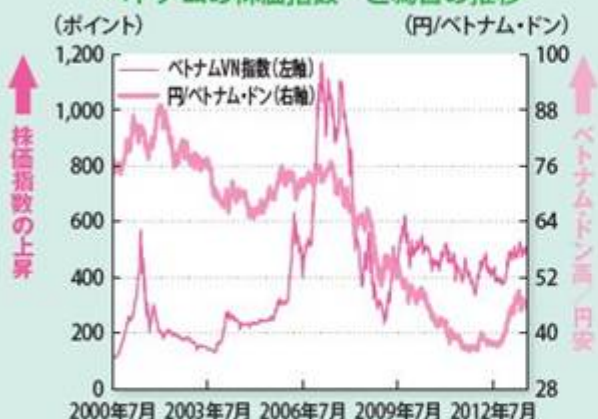
*2012年はIMFの2013年10月現在の予想値であり、将来変更される可能性があります。

出所:IMF、OECDのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

・1人当たり国内総生産(GDP)は1人当たりの国民総所得(GNI)と同様に、経済発展の度合いを測る指標のひとつです。VPICの中でもっとも1人当たりGDP(2012年)の高い中国でさえ、1977年当時の日本と同等の水準にあります。すなわち、現在のVPICの経済発展の度合いはまだ1977年の日本の水準に達していないと言え、経済成長の余地が十分にあるといえます。

株式・為替市場の概況

ベトナムの株価指数*1と為替の推移



*1 ベトナムVN指数は、ベトナム証券取引所上場の全銘柄からなる時価総額加重平均指数。

(注) 円/ベトナム・ドンの為替レートは、10,000ベトナム・ドン当たりの円表記となっております。

バクスタンの株価指数*2と為替の推移



*2 カラチKSE100指数は、カラチ証券取引所の34業種それぞれから時価総額が最上位の企業を選定し、さらに、業種にかかわらず時価総額上位66社を加えた計100銘柄で構成されます。

中国の株価指数*3と為替の推移



*3 ハンセン中国本土企業浮動株25指数は、ハンセン中国本土企業浮動株指数のサブインデックス。ハンセン中国本土企業浮動株指数の調整時価総額上位25銘柄で構成されます。

インドの株価指数*4と為替の推移



*4 インドNIFTY指数は、時価総額加重平均指数。ナショナル証券取引所における時価総額および流動性をもとに選定した50銘柄で構成され、時価総額50億インド・ルピー以上の企業株が対象となります。

VPIC参考指数(円換算)*の推移

*VPIC参考指数(円換算)は、ベトナムVN指数、カラチKSE100指数、ハンセン中国本土企業浮動株25指数、インドNIFTY指数の各指数(円換算)を20%、20%、30%、30%の基本構成比に基づき、新生インベストメント・マネジメントが独自に算出したものです。2000年7月31日を100として指数化しています。



出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

※本頁のグラフは2000年7月末～2013年8月末です。

信託金限度額

- ・1,300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

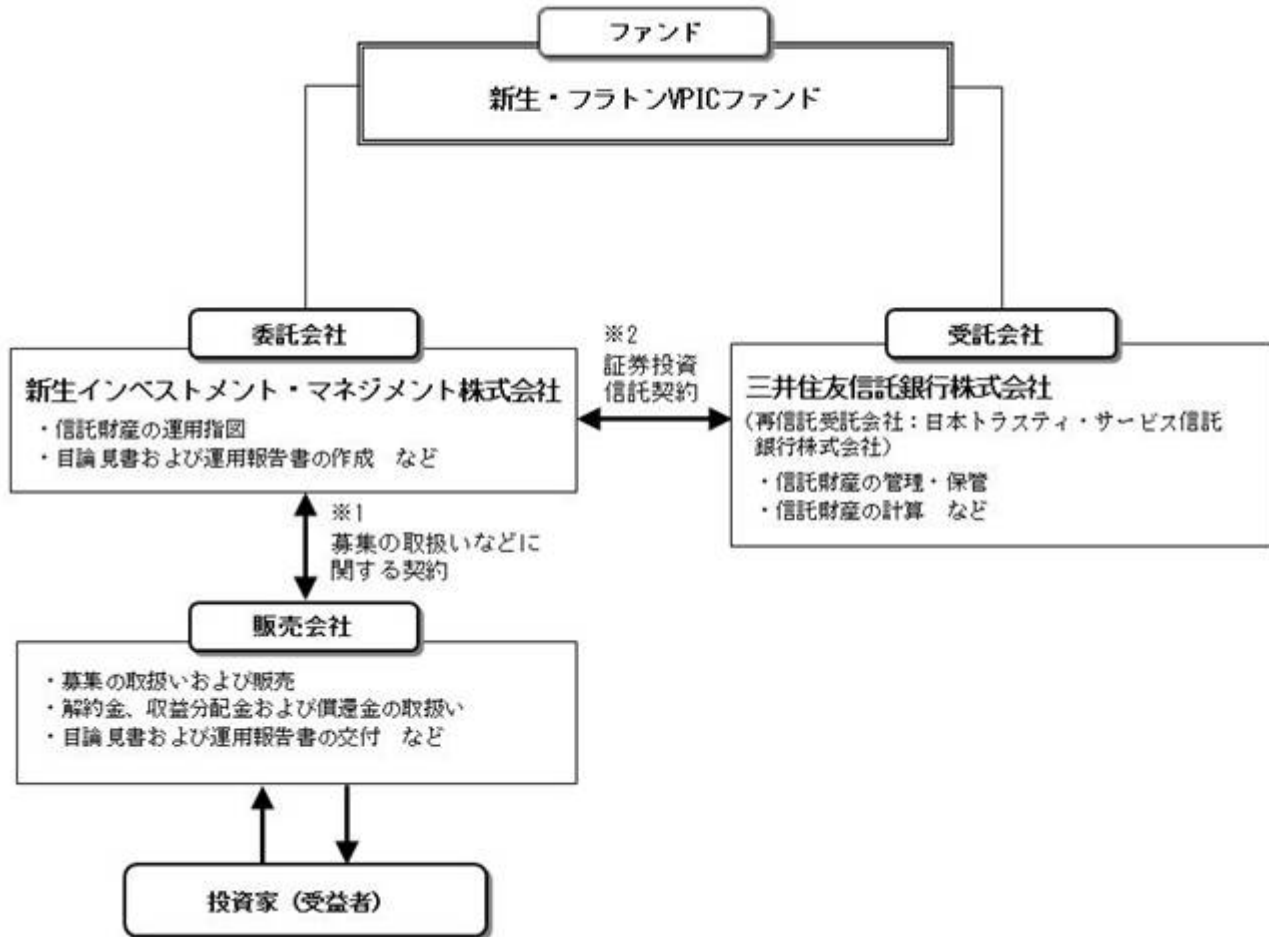
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月28日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

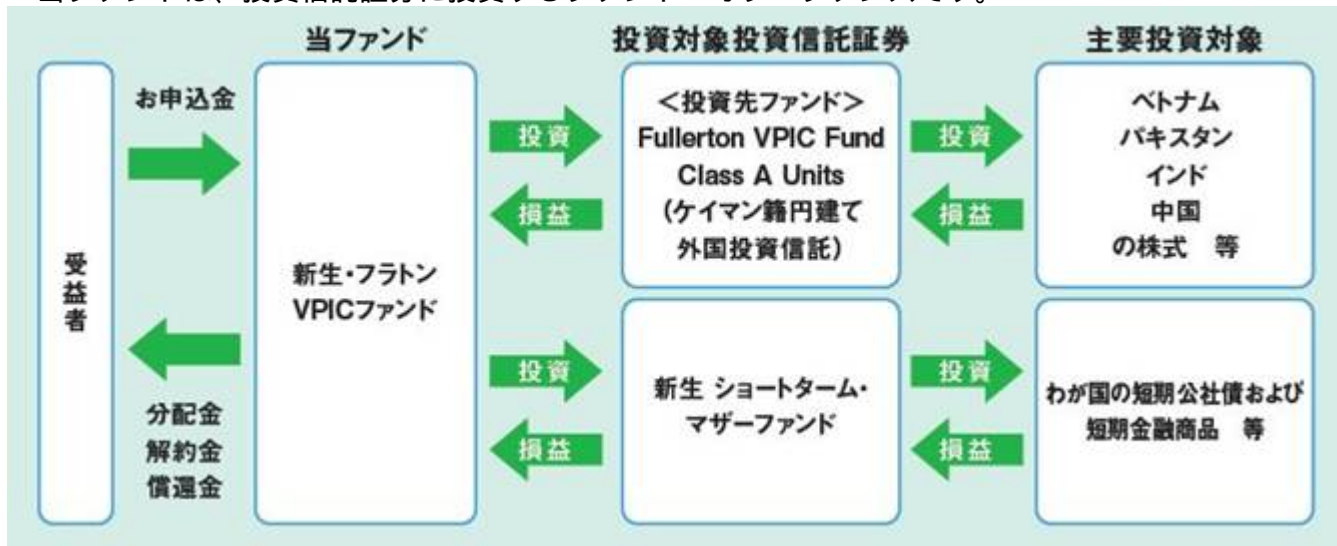
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成25年8月末現在）

- 1) 資本金
4億9,500万円
- 2) 沿革
 - 平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
 - 平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
 - 平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
 - 平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等を投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）および新生 ショートターム・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1.ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券
- 2.証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
- 3.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

投資先ファンドの概要

1)「Fullerton VPIC Fund 受益証券」

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託
主な投資対象	ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式です。 （未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。） そのほか、預託証書（DR、Depositary Receipt）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。
運用の基本方針	信託財産の成長をめざした積極的な運用を行います。

主な投資態度	<p>主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。</p> <p>株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。</p> <p>外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合に制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式（当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。</p> <p>株式（株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。</p>
決算日	年1回、原則として毎年12月31日
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	純資産総額に対し年率0.90%
その他費用等	<p>当初のファンド設定費用（弁護士費用等）：合計1,904,767円</p> <p>この費用については当初5年間で償却いたします。：年額約38万円</p> <p>その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）</p> <p>投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。</p>
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。

委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用商品サービス部 (5名)	運用商品サービス部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<フラトン・ファンド・マネジメント>

チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、CIO）のもと、株式、債券、ストラテジー・通貨、ファンド・オブ・ヘッジファンドのチームがあり、下記のような会議があります。

アセットアロケーション・ミーティング・・・隔月開催。議長はCIOで、メンバーは全ての運用専門職。株式市場の見通しやカントリー・アロケーションなどが話し合われます。

投資委員会・・・隔週開催。CIOが議長。各アセットクラスのヘッドとストラテジーチームが参加。投資の基本戦略が決定されます。

株式ミーティング・・・毎週開催。株式チームのヘッドが議長。株式チームで一週間の売買とパフォーマンスが議論されます。

上記体制等は、平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結します。

^{*}：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

4) 株式への直接投資は行いません。

5) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

6) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

8) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用商品サービス部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< フラトン・ファンド・マネジメント >

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

リスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリスク・コンプライアンス・チームによってなされ、チーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートされます。

上記体制等は、平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.675%^{*}（税抜3.5%）が上限となっております。

*平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.176% ^{*1} （税抜1.12%）
投資対象とする投資信託証券	0.9%程度
実質的負担	2.076% ^{*2} （税抜2.02%）程度

*1 平成26年4月1日以降は、1.2096%となります。

*2 平成26年4月1日以降は、2.1096%となります。

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.176%^{*1}（税抜1.12%）の率を乗じて得た額とします。

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.9%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年2.076%^{*2}程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
～平成26年3月31日まで	1.1760% (1.12%)	0.3885% (0.37%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)
平成26年4月1日以降～	1.2096% (1.12%)	0.3996% (0.37%)	0.7560% (0.70%)	0.0540% (0.05%)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

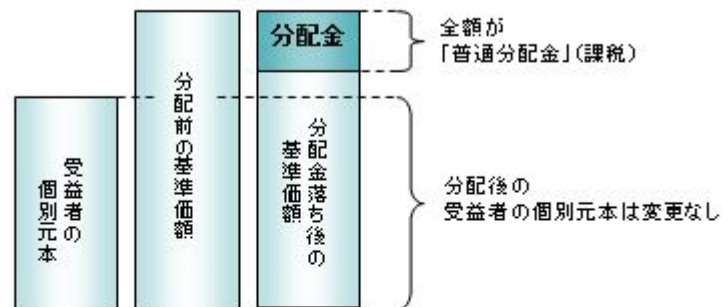
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

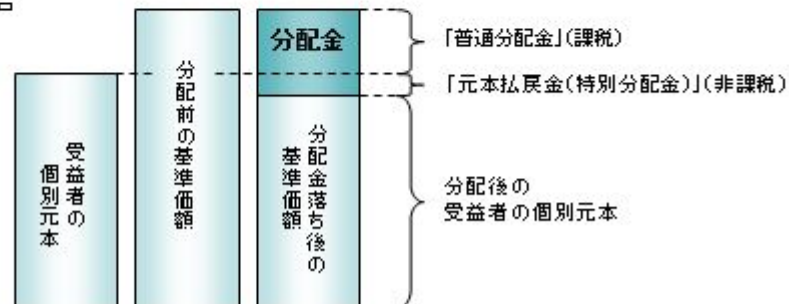
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年 8月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,283,500,481	96.68
親投資信託受益証券	日本	71,680,048	1.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		75,560,046	1.71
合計(純資産総額)		4,430,740,575	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	Fullerton VPIC Fund Class A	719,157.62	6,096	4,384,662,801	5,956	4,283,500,481	96.68
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファン ド	70,467,999	1.0172	71,680,048	1.0172	71,680,048	1.62

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.68
親投資信託受益証券	1.62
合計	98.29

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2008年 8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
第2計算期間末 (2009年 8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
第3計算期間末 (2010年 8月26日)	6,428	6,428	0.4874	0.4874
第4計算期間末 (2011年 8月26日)	4,578	4,578	0.4179	0.4179
第5計算期間末 (2012年 8月27日)	3,948	3,948	0.4315	0.4315
第6計算期間末 (2013年 8月26日)	4,544	4,544	0.5991	0.5991
2012年 8月末日	3,894		0.4262	
9月末日	3,971		0.4424	
10月末日	4,079		0.4612	
11月末日	4,194		0.4824	
12月末日	4,469		0.5224	
2013年 1月末日	4,997		0.5899	
2月末日	4,786		0.5695	
3月末日	4,744		0.5731	
4月末日	4,949		0.6109	
5月末日	5,283		0.6632	
6月末日	4,679		0.5937	
7月末日	4,673		0.6067	
8月末日	4,430		0.5857	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	0.0000
第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	0.0000
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	0.0000
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	0.0000
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	0.0000
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	38.56
第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	16.23
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	5.30
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	14.26
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	3.25
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	38.84

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2007年 9月28日～2008年 8月26日	21,065,236,870	3,729,434,007
第2期	2008年 8月27日～2009年 8月26日	755,001,149	2,218,903,274
第3期	2009年 8月27日～2010年 8月26日	830,041,313	3,512,589,069
第4期	2010年 8月27日～2011年 8月26日	662,932,190	2,895,569,944
第5期	2011年 8月27日～2012年 8月27日	163,699,595	1,969,438,112
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	252,397,416	1,817,297,541

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2013年 8月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,977,750	97.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,674,050	2.66
合計(純資産総額)		400,651,800	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第372回国庫短期証券	250,000,000	99.97	249,948,750	99.99	249,996,250		2013/9/9	62.40
日本	国債証券	第387回国庫短期証券	100,000,000	99.97	99,977,800	99.98	99,982,900		2013/11/11	24.96
日本	国債証券	第374回国庫短期証券	40,000,000	99.97	39,991,320	99.99	39,998,600		2013/9/17	9.98

□. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.34
合計	97.34

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

(2013年8月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。
 ※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

分配の推移

決算期	分配金
2013年8月	0円
2012年8月	0円
2011年8月	0円
2010年8月	0円
2009年8月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

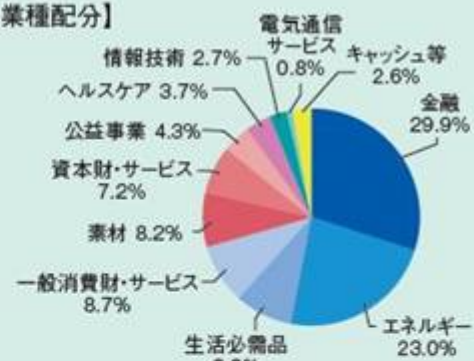
	銘柄名	国	業種	組入比率
1	ベトナム乳業	ベトナム	生活必需品	5.3%
2	ユナイテッド銀行	パキスタン	金融	5.2%
3	中国工商银行	中国	金融	5.1%
4	MCB銀行	パキスタン	金融	4.6%
5	パキスタン国営石油会社	パキスタン	エネルギー	4.5%
6	ハブコ	パキスタン	公益事業	4.3%
7	ニューオーシャンエナジー・ホールディングス	中国	エネルギー	3.9%
8	石油ガス開発	パキスタン	エネルギー	3.7%
9	銀河娛樂	中国	一般消費財・サービス	2.9%
10	世茂房地產控股	中国	金融	2.8%

※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はMSCI/S&P GICS*の業種区分に基づいています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)のことです。

【業種配分】



年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※上記グラフにおける2008年及び2009年の年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2013年は年初来8月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ムンバイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ホーチミン証券取引所の休業日

カラチ証券取引所の休業日

ムンバイ証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

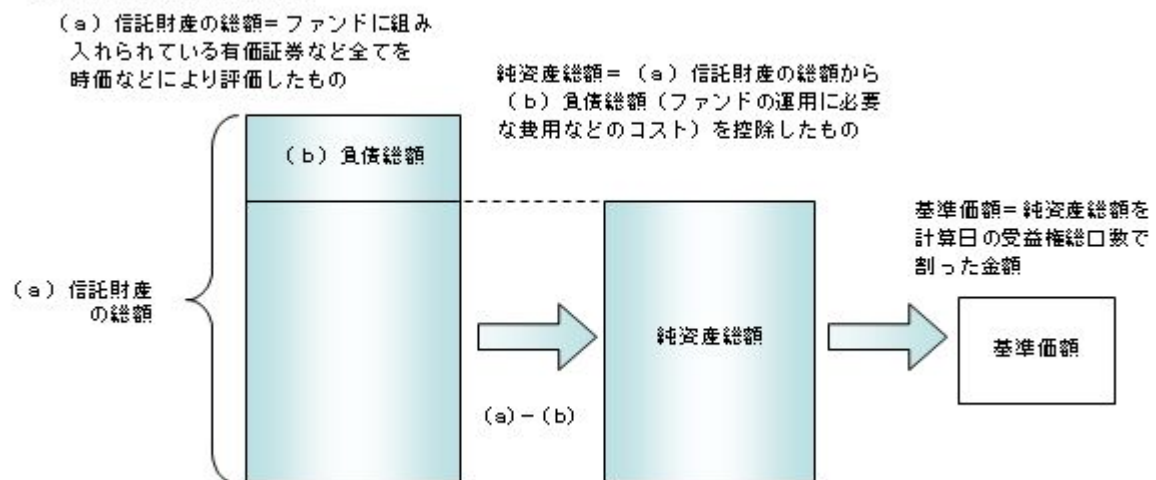
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成19年9月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - やむを得ない事情が発生したとき
- この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

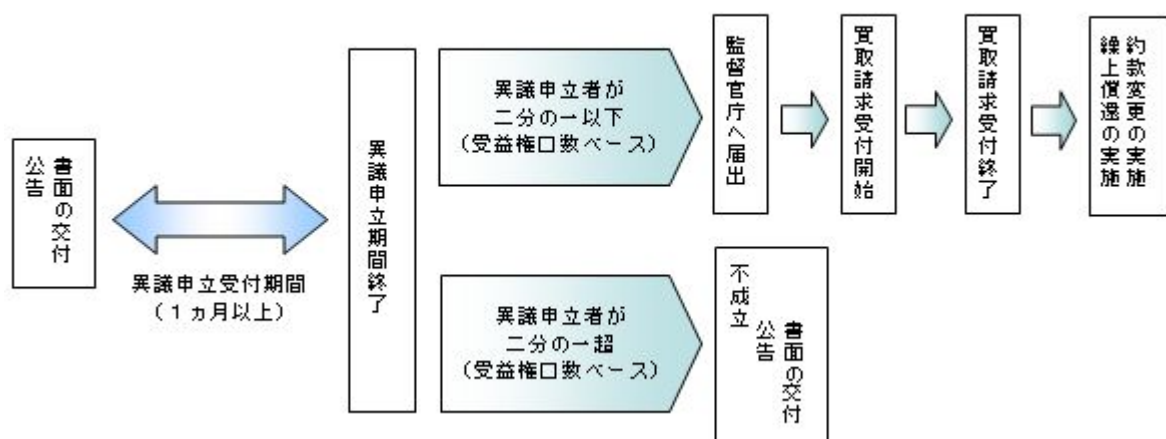
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成24年8月28日から平成25年8月26日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

新生・フラトンVPICファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,545,388	133,649,683
投資信託受益証券	3,834,723,774	4,384,662,801
親投資信託受益証券	71,623,674	71,680,048
未収利息	100	109
流動資産合計	3,979,892,936	4,589,992,641
資産合計	3,979,892,936	4,589,992,641
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,038,478	16,221,599
未払受託者報酬	1,105,861	1,271,931
未払委託者報酬	23,665,513	27,219,362
その他未払費用	523,563	519,120
流動負債合計	31,333,415	45,232,012
負債合計	31,333,415	45,232,012
純資産の部		
元本等		
元本	9,150,976,711	7,586,076,586
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,202,417,190	3,041,315,957
純資産合計	3,948,559,521	4,544,760,629
負債純資産合計	3,979,892,936	4,589,992,641

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 (自平成23年8月27日 至平成24年8月27日)	第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
営業収益		
受取利息	30,493	25,419
有価証券売買等損益	176,024,258	1,514,995,401
営業収益合計	176,054,751	1,515,020,820
営業費用		
受託者報酬	2,230,979	2,421,459
委託者報酬	47,742,978	51,819,250
その他費用	1,049,987	1,049,776
営業費用合計	51,023,944	55,290,485
営業利益又は営業損失()	125,030,807	1,459,730,335
経常利益又は経常損失()	125,030,807	1,459,730,335
当期純利益又は当期純損失()	125,030,807	1,459,730,335
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,055,154	217,837,367
期首剰余金又は期首欠損金()	6,378,405,441	5,202,417,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,146,167,078	1,030,276,501
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,146,167,078	1,030,276,501
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,154,480	111,068,236
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,154,480	111,068,236
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	5,202,417,190	3,041,315,957

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年8月27日から翌年8月26日までとしておりますが、第6期計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成24年8月28日から平成25年8月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	9,150,976,711口	7,586,076,586口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		
元本の欠損	5,202,417,190円	3,041,315,957円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4315円 (4,315円)	0.5991円 (5,991円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 (自平成23年8月27日 至平成24年8月27日)	第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(20,288円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(101円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は20,389円(1口当たり0.000002円)ですが、当期に分配した金額はありません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(23,819円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,239円)、及び分配準備積立金(69,735円)より、分配対象収益は95,793円(1口当たり0.000012円)ですが、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

第5期 (自平成23年8月27日 至平成24年8月27日)	第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 (自平成23年8月27日 至平成24年8月27日)	第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第6期 (自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
期首元本額	10,956,715,228円	9,150,976,711円
期中追加設定元本額	163,699,595円	252,397,416円
期中一部解約元本額	1,969,438,112円	1,817,297,541円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	163,188,665	1,286,610,882
親投資信託受益証券	70,468	56,374
合計	163,259,133	1,286,667,256

3 デリバティブ取引関係

第5期 (平成24年8月27日現在)	第6期 (平成25年8月26日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	719,157.62	4,384,662,801	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	70,467,999	71,680,048	
合計			4,456,342,849	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

< 参考 >

本報告書の開示対象ファンド(新生・フラトンVPICファンド)(以下「当ファンド」という。)は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の第7期計算期間は、平成25年1月1日より平成25年12月31日であり、当ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)時点では決算を迎えておりませんが、第7期計算期間終了後には現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、平成24年12月31日に終了した第6計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況**(1) 貸借対照表**

(単位：円)

	(平成25年8月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,674,010
国債証券	389,972,000
未収利息	8
流動資産合計	400,646,018
資産合計	400,646,018
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	393,862,000
剰余金	
剰余金	6,784,018
純資産合計	400,646,018
負債純資産合計	400,646,018

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	393,862,000口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0172円 (10,172円)

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)	
1 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成25年8月26日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成24年8月28日 至平成25年8月26日)
該当事項はありません。

(その他の注記)**1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳**

項目	(平成25年8月26日現在)
同計算期間の期首元本額	390,912,727円
同計算期間中の追加設定元本額	2,949,273円
同計算期間中の一部解約元本額	-円
同計算期間末日の元本額	393,862,000円
上記元本額の内訳	
新生・U T Iインドファンド	300,568,055円
新生・フラトンV P I Cファンド	70,467,999円
新生・U T Iインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース	983,091円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	1,966,182円

2 有価証券関係

(平成25年8月26日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	54,130
合計	54,130

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成24年12月11日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(平成25年8月26日現在)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成25年8月26日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 (償還年月日)
国債証券	第372回国庫短期証券	250,000,000	249,992,500	2013年9月9日
	第374回国庫短期証券	40,000,000	39,998,000	2013年9月17日
	第387回国庫短期証券	100,000,000	99,981,500	2013年11月11日
	合計	390,000,000	389,972,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- 第4 不動産等明細表
該当事項はありません。
- 第5 商品明細表
該当事項はありません。
- 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。
- 第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。
- 第8 借入金明細表
該当事項はありません。

Fullerton VPIC Fundの受益者各位に対する独立監査人

の報告書

(ケイマン諸島の信託約款に基づき作成)

財務諸表に関する報告書

我々は、フラトン・ファンズC1のサブ・ファンドであるFullerton VPIC Fund(本サブ・ファンド)の2012年12月31日現在の貸借対照表および同日をもって終了する事業年度までの期間の損益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards)に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務諸表に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準(International Standards on Auditing)に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。選択された手続きは、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続きを計画するために、事業体の財務諸表の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務諸表の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、本サブ・ファンドの2012年12月31日現在の財務状態、ならびに同日をもって終了する事業年度までの期間の本サブ・ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島

2013.5.28

FULLERTON VPIC FUND

損益計算書

(2012年12月31日に終了した会計期間)

	2012年度 日本円	2011年度 日本円
注記		
利益		
受取配当金	154,935,565	158,248,019
対外純為替差益/(差損)	10,486,673	(25,525,421)

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債における公正価値の純変動額		1,352,225,277	(1,581,635,062)
純利益/(損失)合計		1,517,647,515	(1,448,912,464)
費用			
監査報酬		1,828,170	1,271,272
保管報酬	8	3,241,153	4,615,346
運用報酬	8	36,602,758	46,847,181
取引費用		15,218,496	36,970,711
受託会社報酬	8	824,709	1,041,028
評価額	8	2,061,738	1,940,740
その他の営業費用		1,752,406	4,988,463
営業費用合計		61,529,430	97,674,741
税引前利益/(損失)		1,456,118,085	(1,546,587,205)
源泉徴収税		(613,439)	(13,815,156)
税引後当期純利益/(損失)		(1,455,504,646)	(1,560,402,361)

HSBC Trustee (Cayman) Limited
署名権者

Fullerton Fund Management Pte Ltd
署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

貸借対照表

(2012年12月31日現在)

	注記	2012年 12月31日 日本円	2011年 12月31日 日本円
資産			
流動資産			
損益を通じて公正価値評価される金融資産	6	4,336,251,557	3,510,754,863
証拠金		953,153	5,853,275
現金と現金同等物	5	66,533,628	171,731,540
資産合計		4,403,738,338	3,688,339,678
純資産			
受益者に帰属する純資産		4,390,971,972	3,675,467,326
純資産合計		4,390,971,972	3,675,467,326
負債			
流動負債			
未払費用およびその他の未払金	7	12,766,366	12,872,352
負債合計		12,766,366	12,872,352
正味資産		4,403,738,338	3,688,339,678

HSBC Trustee (Cayman) Limited
署名権者

Fullerton Fund Management Pte Ltd
署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

株式資産変動表

(2012年12月31日に終了した会計期間)

	注記	2012		2011	
		株式数	日本円	株式数	日本円
期首現在の受益者に 帰属する純資産 額(最終取引価格)		995,389	3,675,467,326	1,228,075	6,300,869,687
受益証券償還		(167,472)	(740,000,000)	(232,686)	(1,065,000,000)
受益証券取引によ る純減少額		(167,472)	(740,000,000)	(232,686)	(1,065,000,000)
税引後当期純増 (減)額		-	1,455,504,646	-	(1,560,402,361)
期末現在の受益者 に帰属する純資産 額	9	827,917	4,390,971,972	995,389	3,675,467,326

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

キャッシュフロー計算書

(2012年12月31日に終了した会計期間)

	注記	2012年度 日本円	2011年度 日本円
営業活動によるキャッシュフロー			
税引後当期純利益(損失)		1,455,504,646	(1,560,402,361)
調整			
税金		613,439	13,815,156
受取配当金		(154,935,565)	(158,248,019)
受取利息		-	-
現金および現金同等物の為替の影響		(10,486,673)	25,525,421
運転資本変動前営業活動によるキャッシュフロー		1,290,695,847	(1,679,309,803)
営業資産および負債の変動			
損益を通じて公正価値評価される金融資産の純変動額		(825,496,694)	2,675,171,980
その他の資産の純変動額		-	19,844,561
その他の負債の純変動額		(105,986)	(26,764,909)
営業活動によるキャッシュフロー		465,093,167	988,941,829
配当金の受取額税引後			
税金の還付/(納付)		149,585,125	148,427,248
営業活動による純キャッシュフロー		624,315,415	1,133,658,365
財務活動によるキャッシュフロー			
持分償還による資金調達		(740,000,000)	(1,065,000,000)
財務活動による純キャッシュフロー		(740,000,000)	(1,065,000,000)
現金および現金同等物の純増加/(減少)額			
現金および現金同等物の期首残高		171,731,540	128,598,596
現金および現金同等物の為替の影響		10,486,673	(25,525,421)
現金および現金同等物の期末残高	5	66,533,628	171,731,540

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

Fullerton VPIC Fund

財務諸表に対する注記

2012年12月31日に終了した会計期間

これらの注記は、添付の財務諸表と不可分のものであり、添付の財務諸表と共に読む必要があります。

1. 一般的情報

Fullerton VPIC Fund(「本ファンド」)は、Fullerton Fund Management Company Ltd.(「運用会社」)とHSBC Trustee (Cayman) Limited(「管理会社」)の間で2007年3月27日付で締結された信託約款によりアンブレラ・ファンドとして構成されるユニット・トラストです。信託約款は、ケイマン諸島の法律が適用されます。

本ファンドは、適用免除信託として登録され、2007年3月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2003年改訂)の規定に基づいてミューチュアル・ファンドとして登録されました。本ファンドの登録事務所は、P.O. Box 484, Strathvale House, North Church Street, George Town, Grand Cayman KY 1-1106, Cayman Islandsです。

2012年12月31日現在、本ファンドは、6本の個別のサブ・ファンド、すなわちFullerton Vietnam Fund、Fullerton VPIC Fund、Fullerton Customised A-P Note Equity Fund、Fullerton China “A” Share Fund、Fullerton Asia Infrastructure FundおよびFullerton RMB Fixed income Fundから構成されます。本報告書では、Fullerton VPIC Fundの財務諸表のみを開示しています。

本サブ・ファンドの投資目標は、他の証券取引所に上場しているベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関が発行する株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの投資活動はFullerton Fund Management Companyが運用し、サブファンドの管理会社であるHSBC Trustee (Cayman) Limitedがアドミニストレーションおよびカストディアンのサービスを行っています。シンガポールにおいて指名されたアドミニストレーターの代理人は、HSBC Institutional Trust Service (Singapore) Limitedです。

財務諸表は、2013年5月28日に経営陣により発行が承認されました。

2. 重要な会計方針

本財務諸表の作成に適用される主要な会計方針は以下の通りです。これらの方針は、首尾一貫して適用されています。

2.1 作成の基準

本サブ・ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されています。財務諸表は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。

IFRSに従って財務諸表を作成する場合には、一定の重要な会計上の見積りを使用することが義務付けられます。また、本サブ・ファンドの会計方針を適用する過程で経営陣にその判断を行うことを要求しています。高度の判断または複雑さを伴う分野、あるいは前提と見積りが財務諸表にとって重要である分野は、注記3に開示されています。

2012年1月1日に適用が開始された会計基準並びに現行会計基準に対する改訂

- ・2012年1月1日に始まる会計期間より初めて有効となる既に適用が行われているその他の会計基準、解釈又は現行基準に対する改訂で、本サブ・ファンドの財務諸表に重大な影響を与えることがあり得るものはありません。

2012年1月1日以降に適用が開始されている新たな基準、変更並びに解釈で、早期適用が行われていないもの

2012年1月1日以降に始まる事業年度において多くの新たな基準、基準の変更並びに解釈の適用が開始されていますが、当該新基準、基準の変更並びに解釈は、本財務諸表の作成においては適用されていません。当該新基準、基準の変更並びに解釈のいずれもが、以下に記載されている点を除いて、本サブ・ファンドの財務諸表に対して重大な影響を及ぼすことはないと考えられています。

- ・IFRS第9号「金融商品」は、金融資産並びに金融負債の分類、測定並びに認識を取扱っています。IFRS第9号は、2009年11月と2010年10月に公表されました。IFRS第9号は、金融商品の分類と測定に関連するIAS第39号の一部を置換えるものです。IFRS第9号は、金融資産を公正価値により測定されるものと償却原価により測定されるものという2つの測定区分に分類することを要求しています。測定区分の決定は、当初の認識を行う際に行われます。この分類は、企業が保有する金融資産の管理に関する当該企業のビジネスモデル並びに金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴に応じて行われます。金融負債に関しては、IFRS第9号はIAS第39号の要求の多くをそのまま採り入れています。主な変更点は、金融負債に関して公正価値オプションが使用されている場合には、会計処理上のミスマッチが生じない限り、企業自身の信用リスクの変化による公正価値の変化は、損益計算書ではなく、その他の包括利益において計上されるということです。本サブ・ファンドは、IFRS第9号が及ぼす影響全体の評価を未だ行っておりませんが、2015年1月1日以降に始まる事業年度までにはIFRS第9号の採用を行うことを考えています。経営陣による手続が完了した際には、当ファンドは、IFRS第9号の残りのフェーズの影響についても検討を行うことを考えています。
- ・2013年1月1日以降に始まる事業年度に関して適用が行われる国際財務報告基準第13号(IFRS 13)「公正価値の計測」の早期採用は行われていません。この基準は公正価値の厳密な定義、公正価値評価に関する単一の典拠並びに国際財務報告基準全体を通じての公正価値の利用に関する開示の要求を定めることにより、整合性の改善と複雑性の軽減を図っています。この要求は公正価値会計の利用範囲を拡大するものではなく、国際財務報告基準の範囲内のその他の基準により公正価値の利用が既に要求され又は許容されている場合における適用方法に関する指針を定めています。公正価値により計測されている資産又は負債に関して買い注文の呼び値(bid price)と売り注文の呼び値(ask price)が存在する場合には、この基準は、公正価値を最も良く表象している買い注文と売り注文の呼び値の差額(bid ask spread)の範囲内の価格に基づく評価を行うことを要求しており、また、中値によるプライシング又は買い注文と売り注文の呼び値の範囲内における公正価値に関して実務的に適切な方法として市場参加者が利用しているその他の価格決定慣行の利用を認めています。この基準を採用した場合には、本サブ・ファンドは、応募又は償還に関する一株当たり売買価値の算定に関して本サブ・ファンドの募集文書において規定されている入力数値と整合性のとれたものとするため、上場金融資産及び負債に関する本サブ・ファンドの評価の入力数値を直近の取引価格に変更する可能性があります。直近の取引価格の利用は、当業界内におけるプライシングに関する標準的な慣行として認識されています。評価の入力数値に関する変更は、国際会計基準第8号(IAS 8)に従った見積りの変更と見なされることとなります。
- ・未だ適用が行われていないその他の基準、解釈又は現行基準に対する変更で、本サブ・ファンドに対して重大な影響を及ぼすことになると考えられるものはありません。

2.2 外貨換算

(i) 機能・表示通貨

本サブ・ファンドの財務諸表の項目は、本サブ・ファンドが運用を行っている主な経済環境の通貨である日本円を用いて評価されています。これは、報酬および費用の決済、募集および償還、受益者への報告が日本円で実施されているという事実を反映しています。

(ii) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて日本円に換算されます。当該取引の決済の結果、ならびに外貨建ての金融資産および負債を会計期間末の為替レートで換算した結果生じる為替差損益は、損益計算書において認識されます。損益を通じて公正価値評価される株式等の非金融資産および負債に係る換算差額は、損益計算書上で公正価値の純損益として認識されます。

2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

(a)分類

本サブ・ファンドは、持分証券および債券、デリバティブへの投資を損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債として分類します。このような金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有されるものとして分類されるか、設定時に損益を通じて公正価値評価するものとして運用会社によって指定されます。

設定時に損益を通じて公正価値で指定される金融資産および金融負債は、本サブ・ファンドの投資戦略文書に従って運用され、その運用実績は公正価値に基づいて評価されます。本サブ・ファンドの方針は、運用会社がこのような金融資産に関する情報を他の関連財務情報と併せて公正価値に基づいて評価することです。これらの金融資産は、貸借対照表日から12ヶ月以内に実現される予定です。

(b)認識 / 認識の中止

本サブ・ファンドにおける投資商品の売買は、取引日(本サブ・ファンドが投資商品の売買を約定する日)に公正価値で認識されます。投資商品からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合や本サブ・ファンドが所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転している場合は認識を中止します。

(c)測定

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債は、当初より公正価値で認識されます。取引費用は損益計算書に計上されます。当初の認識後、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債はすべて公正価値で測定されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債区分の公正価値の変動から生じる損益は、その損益が発生した会計期間の損益計算書に計上されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取配当金は、支払金を受け取る本サブ・ファンドの権利が確立された場合は、損益計算書上で受取配当金として認識されます。

(d)公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値であり、金融負債の評価に使用される市場価格は現在の売値です。活発な市場で売買されない金融商品(店頭デリバティブなど)の公正価値は、評価技法を駆使して割り出されます。本サブ・ファンドは、様々な方法を使用して各貸借対照表日現在の市況に基づいて推定します。使用される評価技法には、オプション・プライシング・モデルの使用や市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれます。

2.4 デリバティブ金融商品

本サブ・ファンドが行うデリバティブ取引は、デリバティブ取引契約の締結日における公正価値により認識され、その後は、当該デリバティブ取引の公正価値により再測定されています。公正価値は、活発な市場において値付けが行われている市場価格又は店頭取引(OTC)デリバティブ商品に関するディーラーの値付け価格から入手されています。全てのデリバティブ取引は、公正価値がプラスの場合には資産として、公正価値がマイナスの場合には負債として計上されます。

当初の認識を行う際におけるデリバティブ取引の公正価値の最良の証拠は、取引価格(即ち、支払対価又は受領対価の公正価値)です。

全てのデリバティブ商品の公正価値に関して当初の認識後に発生した変化は、直接、包括利益計算書において認識されています。

2.5 金融商品の相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図または当該資産の実現および当該負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上されます。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月以下の銀行預金から構成されます。

2.7 ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金／ブローカーへの未払金は、約定済みではあるものの貸借対照表日現在で決済または引き渡しが行われていない売却済投資商品の未収金および購入済投資商品の未払金を表します。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で評価されます。

2.8 未払金

未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

2.9 設定費用

設定費用は、発生時に経費に計上されます。

2.10 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効利率法を用いて時間比例ベースで認識されます。

配当金は、支払いを受ける権利が確立された時に認識されます。

2.11 課税

本ファンドは、ケイマン籍です。ケイマン諸島の現行の法律上では、所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税、その他本ファンドが支払うべき税金は存在しません。

本サブ・ファンドは実質的には全てケイマン諸島以外の国を居住地とする主体により発行された有価証券に対して投資を行っており、運用収益並びにキャピタルゲインに対して課される源泉徴収税が発生する可能性があります。これらの諸外国の内いくつかの国においては、本サブ・ファンドのような非居住者に対してキャピタルゲイン課税を行うことを定めている税法が存在しております。このキャピタルゲインに対する税金は自己査定に基づいて決定することが義務付けられているため、当該税金に関しては本サブ・ファンドが利用しているブローカーによって「源泉徴収後」基準による控除が行われられない可能性があります。当該運用収益及びキャピタルゲインは、包括損益計算書上、源泉徴収前の金額により計上されております。

IAS第12号（法人所得税）によれば、該当する税務当局が全ての事実と状況に対する完全な理解を持っていることを前提として、外国の法律が当該外国において稼得された本サブ・ファンドのキャピタルゲインに対して算定される税債務を課することを要求する可能性がある場合には、本サブ・ファンドは税債務を認識することを義務付けられております。その場合、当該税債務は会計年度末までに制定されている又は実質的に制定されている税法と税率を使用して、該当する税務当局に対して支払うこととなると想定される金額により計測されます。国外投資を行う本サブ・ファンドに対する制定されている法律の適用方法に関して不確実性が発生することが時折見られます。従いまして、全ての不確実な税債務の計測にあたっては、該当する税務当局の公式又は非公式の実務慣行を含む税金支払の可能性に影響すると思われる、当該時点において入手可能な全ての該当する事実及び状況が考慮されております。

2012年12月31日現在並びに2011年12月31日現在において、本サブ・ファンドはインド株式における潜在的税債務（注記3）以外の外国におけるキャピタルゲイン課税に関する不確実性のある税債務を0円と計測しております。この計測値は経営陣による最善の推計値を表示しておりますが、推計金額は最終的に支払を要する金額と異なることとなる可能性があります（注3）。

2.12 償還可能ユニット

本サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして設定されるクラスAおよびクラスBの各ユニットを投資家に対して発行します。クラスAユニットは円建て、クラスBユニットは米ドル建てです。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドはクラスAユニットのみを発行しています。全ユニットは受益者の選択により償還可能であり、金融負債として分類されます。これらのユニットの分配金は、損益計算書において財務費用として認識されます。

ユニットは、その受益者の選択によって、発行または償還時の本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額を基礎とする価格で発行および償還されます。本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済みユニットの総口数で除して計算されます。本サブ・ファンドの私募覚書(「PPM」)の規定に従って、投資ポジションは、募集および償還におけるユニット1口当たり純資産価額を決定するための最終取引市場価格に基づき評価されます。償還の制限に関する詳細については、注記4.4を参照してください。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成に際して、経営陣は、翌年度の資産・負債計上額に影響を及ぼす見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、当該見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因(その状況において合理的と思われる将来の出来事の予想を含む)に基づいて行われます。

下記の開示を除いて今会計年度における経営陣による重大な見積りおよび判断はありません。

インド株におけるキャピタルゲイン課税

現行のインド税法において、短期売買により発生するキャピタルゲイン課税はおおよそ15%です。短期の株取引により発生したキャピタルゲイン課税は、当初購入してから12か月以内に株式を売却したことにより発生した税金のことをいいます。

会計期末時点の経営評価に基づけば、インド株式に関する未実現キャピタル・ゲインにおける繰越税負債は認識されていません。これは、経営陣の最良評価である一方、マーケットにおける先天的不確実性のため、実際の租税効果は大幅に繰り越される可能性があり、評価額は最終的未払総額からかなり繰り越されることがあります。

4. 金融リスク管理

4.1 金融商品の使用戦略

本サブ・ファンドの主要な投資目標は、ベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関の株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品および市場と関係する市場リスク(金利、価格および通貨リスク)、信用リスク、流動性リスクなどを含めた様々なリスクにさらされる可能性があります。

本サブ・ファンドの金融リスクの管理に関する全般的な責任は運用会社にあり、これらのリスクを管理するために運用会社が採用したリスク管理方針は以下の通りです。

4.2 市場リスク

貸借対照表日現在において、本サブ・ファンドの市場リスクは、主に、投資商品の実際の市場価格の変動(「価格リスク」)、金利、外貨変動の3つの要素により構成されます。

(a) 価格リスク

本サブ・ファンドは、上場持分証券、指数先物契約等のその他の金融商品への投資による価格リスクにさらされます。上場持分証券、指数先物契約等に投資する本サブ・ファンドは、これらの金融商品の将来価格の不確実性に起因する価格リスクの影響を受けやすく、これらの金融商品の価格変動が本サブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

下表は、貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの全体的な市場のエクスポージャーを表したものです。

	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)
損益を通じて公正価値で指定 される証券	4,336,251,557	98.75	3,510,754,863	95.52

下表は、本サブ・ファンドの国ごとの上場持分証券への投資を表したものです。

国	2012年12月現在 本サブ・ファンドの 投資割合	時価評価 日本円	2011年12月現在 本サブ・ファンドの 投資割合	時価評価 日本円
中国 (香港を含む)	37%	1,627,304,386	38%	1,338,562,076
インド	25%	1,085,064,215	27%	961,633,204
パキスタン	22%	947,072,899	18%	627,573,484
ベトナム	16%	676,810,057	17%	582,986,099
	100%	4,336,251,557	100%	3,510,754,863

貸借対照表現在において、本サブ・ファンドの持分証券への投資の23%は金融(2011年は19%)であり、14%(2011年は14%)は石油・ガスとなっています。

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュアット・リスク(VaR)です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資金額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額(「NAV」)に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。

運用会社は、VaRがリスクに対する有用な指標となる一方で限界があることを認識しています。将来の出来事を予想する指標として過去のデータを利用した場合、起こりうるあらゆる出来事、特に極端な将来の出来事が含まれない可能性があります。

下表は、保有期間260日、信頼水準84%の場合のNAVに対する割合としての2012年12月31日現在のVaRの分析結果を示しています。

	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
純資産価額 (NAV) に対する割合としてのVAR (信頼区間84%)	25%	26%

保有期間260日は、投資の先天的価値を実現するために中長期間の投資を保有することが、本サブ・ファンドの重点であることをよく反映しています。報告時点におけるVaR分析は、ファクターベースアプローチを用いて計測されます。

(b) 為替リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての資産および負債を保有しています。従って、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するために為替リスクにさらされます。本サブ・ファンドの方針として、通貨ヘッジ取引は行いません。

下表は、貸借対照表日現在の主要通貨に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを日本円建てで表したものです。

為替変動集計

2012年12月31日

	香港ドル (HKD)	ベトナムドン (VND)	パキスタン ルピー(PKR)	インドルピー (INR)	USD (米ドル)	その他	合計
資産							
損益を通じて公正価値評価される金融資産	1,627,304,386	676,810,057	947,072,899	1,085,064,215	-	-	4,336,251,557
未収配当金	-	-	953,153	-	-	-	953,153
現金および現金同等物	6,855,361	42,236,923	31	-	13,506,226	935,087	66,533,628
	1,634,159,747	722,046,980	948,026,083	1,085,064,215	13,506,226	935,087	4,403,738,338
負債							
未払費用	-	-	-	-	511,748	12,254,618	12,766,366
正味資産	1,634,159,747	722,046,980	948,026,083	1,085,064,215	12,994,478	(11,319,531)	4,390,971,972

2011年12月31日

	香港ドル (HKD)	ベトナムドン (VND)	パキスタン ルピー(PKR)	インドルピー (INR)	USD (米ドル)	その他	合計
資産							
損益を通じて公正価値評価される金融資産	1,338,562,076	582,986,099	627,573,484	961,633,204	-	-	3,510,754,863
未収配当金	-	-	5,853,275	-	-	-	5,853,275
現金および現金同等物	2,413,981	29,351,565	-	18	139,311,635	654,341	171,731,540
	1,340,976,057	612,337,664	633,426,759	961,633,222	139,311,635	654,341	3,688,339,678
負債							
未払費用	-	-	-	-	1,255,800	11,616,552	12,872,352
正味資産	1,340,976,057	612,337,664	633,426,759	961,633,222	138,055,835	(10,962,211)	3,675,467,326

本サブ・ファンドにおいて、金融資産及び負債で保有している最も重要な為替は、米ドルおよびベトナム・ドン(2011年は米ドルおよびベトナム・ドン)です。もし為替レートが、9.33%および8.06%という予想される幅で変動するとしたら(2011年は8.93%および11.02%変動)、受益者の純資産は、それぞれ1,212,385円および3,646,096円上下に変動した(2011年は12,328,386円および3,234,542円)。

(c) キャッシュフローと評価額金利リスク

本サブ・ファンドは、無利息の上場持分証券に投資するため、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクにさらされることはありません。しかし、金利の変動が証券市場や為替市場に影響を及ぼすことにより、本サブ・ファンドに間接的な影響が及ぶ可能性があります。

本サブ・ファンドの余剰現金および現金同等物は、定評のある信頼できる金融機関に保有されており、いずれも満期が1ヶ月未満の短期金融商品であることから、それらが受ける金利リスクの影響は最小のものであると運用会社は判断しています。従って、金利感応度分析は開示されていません。

4.3 信用リスク

本サブ・ファンドは、信用リスク(カウンターパーティーが満期時に全額を支払うことができないリスク)に対するエクスポージャーを有しています。

信用リスクは、現金および現金同等物ならびに未決済および約定済みの取引から発生するブローカーへのクレジット・エクスポージャーから発生します。また、本サブ・ファンドは、カストディアンが保有する資産がカストディアンのデフォルト時に回収できないリスクにもさらされます。

本サブ・ファンドは、定評のある信頼できる金融機関と取引を行うことにより信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。上場証券のすべての取引は、定評のあるブローカーを利用して行い、引き渡し時に決済または支払いが行われます。売却証券の引き渡しはブローカーが支払いを受けた時点でのみ行われるため、デフォルトのリスクは最小であると考えられます。購入時の支払いは、証券をブローカーが受領した時点で行われます。いずれかの当事者が債務を履行できない場合、取引は成立しません。

下表は、貸借対照表日現在における主要なカウンターパーティーの保有金融資産の割合を示すものです。

2012年12月31日

	金融資産の割合 (%)	S&Pの信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited A related party of the Trustee	100.00	AA-

2011年12月31日

	金融資産の割合 (%)	S&Pの信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited A related party of the Trustee	100.00	AA-

決算期間末における、信用リスクに対する最大エクスポージャーは金融資産の簿価です。

4.4 流動性リスク

流動性リスクは、本サブ・ファンドが、市場の状況によって、受益者への償還のコミットメントを果たすためにポジションを解消することができなくなるリスクです。運用会社は、日次ベースで本サブ・ファンドの流動性ポジションを監視します。

本サブ・ファンドはその資産の上場持分証券に投資し、またそれらは公認証券取引所に上場され取引されているために容易に現金化することが可能です。さらに、本サブ・ファンドは、ユニットの決済または償還、および一般資金需要に対応するために短期の借入れを行う能力があります。ただし、当該借入れが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件とします。2012年12月31日現在、本サブ・ファンドはいずれの借入れもありません。

本サブ・ファンドのすべての金融負債は、貸借対照表日現在におけるそれぞれの契約上の満期日までの残存期間に基づいた場合、満期日まで1ヶ月未満です。

ユニットは、その受益者の選択によって償還が可能です（注記 2.12）。しかしながら、本サブ・ファンドが、本サブ・ファンドの私募覚書に従って、本サブ・ファンドに損失を与えることなく償還金の支払いを行うための十分な現金または現金同等物を保有していない場合は、管理会社は（本サブ・ファンドに代わって）、管理会社の単独裁量により、当該支払いが可能な場合はできる限り早い時期に支払いを行わなければならないとします。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドの受益者は1人のみでした。

貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドに投資する受益者は1名のみ（2011年：受益者1名）であるため、ユニットの償還に関する当該受益者の決定が本サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすことになります。

4.5 公正価値の修正

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格（quoted market price）に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値（current bid price）です。

金融商品は、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシングサービス提供機関又は規制当局から市場相場を容易に且つ定期的に入手することが可能である場合に、活発な取引が行われている市場において相場が成立していると見なされ、こうした価格は現実且つ定期的に発生している市場取引において行われる独立した第三者間における商業ベースの取引価格を意味しております。

価値の減損に対する引当金控除後のその他の未収金及び未払金の計上金額は、それぞれの公正価値に近似しているものと想定されております。ディスクロージャーの目的上、金融負債の公正価値は、契約に基づく将来のキャッシュフローを、類似の金融商品に関して本サブ・ファンドが入手可能な当該時点における市場金利により割引くことにより推計されております。

本サブ・ファンドは計測を行うにあたって使用する入力数値の重要性を反映する公正価値のヒエラルヒーを使用して、公正価値の計測を分類しております。

- ・ 活発な取引が行われている市場における同一の資産又は負債に関する（調整前の）市場相場（レベル1）
- ・ 資産又は負債に関して直接的に（即ち価格として）又は間接的に（即ち価格から派生するものとして）観察可能な、レベル1の範疇に含まれるもの以外の入力数値（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データを基礎としない資産又は負債の入力数値（即ち観察不能の入力数値）（レベル3）

当該ヒエラルヒー内において全体としての公正価値の計測が分類される公正価値のヒエラルヒー上のレベルは、全体としての公正価値の計測に対して重要性を持った最低レベルの入力数値を基準として決定されており、この目的上、入力数値の重要性は公正価値計測全体に対する重要性を背景として評価されます。観察不能の入力数値に基づいて重要な調整を要する観察可能な入力数値を使用してある公正価値評価が行われた場合には、当該計測はレベル3の計測ということになります。公正価値計測全体に対する特定の入力数値の重要性の評価にあたっては、当該資産又は負債に固有の要素を考慮しながら判定を行うことが義務付けられております。本会計年度末現在においてレベル3に分類される投資は無く、また本会計年度内におけるレベル間の移動はありませんでした。

下記の表は、会計期間末日現在の公正価値で計測された本サブ・ファンドの金融資産を公正価値のヒエラルヒーにおいて分析したものです。

2012年12月31日	Level1	Level2	Level3
資産	JPY	JPY	JPY
損益を通じて公正価値で指定される金融資産			
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,336,251,557	-	-

2011年12月31日	Level1	Level2	Level3
資産	JPY	JPY	JPY
損益を通じて公正価値で指定される金融資産			
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	3,510,754,863	-	-

5 現金および現金同等物

	2012年 日本円	2011年 日本円
受託会社が保管する銀行預金	66,533,628	171,731,540

6 損益を通じて公正価値評価される金融資産

	2012年 日本円	2011年 日本円
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,336,251,557	3,510,754,863

7 未払費用およびその他の未払金

	2012年 日本円	2011年 日本円
未払監査報酬	1,690,809	1,697,525
未払運用報酬	9,439,964	9,268,524
未払受託会社報酬	216,775	205,960
その他の未払金	1,418,818	1,700,343
	12,766,366	12,872,352

8 関連当事者

財務上および運営上の決定を行う際に、一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または他方当事者に大きな影響を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連があるとみなされます。

(a) 運用報酬

運用会社は、本サブ・ファンドから年0.9%の運用報酬を受領します。当該報酬は、各評価時点での本サブ・ファンドの純資産価額（「NAV」）に基づいて計算され、毎日発生し四半期毎に後払いで支払われます。評価時点とは、各暦月の最終営業日の終了時です。これは、本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）に記載の通りです。

(b) 受託会社報酬

HSBC Trustee (Cayman) Limitedは、本サブ・ファンドのアドミニストレーター、受託会社、名義書換代理人、現物のカストディアン（「受託会社」）として指名されました。受託会社は、一定の職務および機能をHSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited（「受託会社の代理人」）に委譲しています。受託会社報酬は、毎日発生し後払いで支払われ、本サブ・ファンドのNAVに基づいて計算され、運用会社と受託会社間および受託会社の関連当事者で合意した受託会社の標準料率で請求されます。

会計期間中に関連当事者により請求される報酬は、以下の通りです。

	2012年 日本円	2011年 日本円
保管報酬	3,241,153	4,615,346
運用報酬	36,602,758	46,847,181
受託会社報酬	824,709	1,041,028
評価報酬	2,061,738	1,940,740

9 受益者に帰属する純資産

本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、証券取引所または店頭市場で売買される上場投資商品または相場が成立している投資商品の価格設定は、募集および償還ならびに各種報酬の計算に関してユニット1口当たり純資産価額を決定する目的上、最終取引価格を参照して行われます。注記2.3で詳述する本サブ・ファンドの会計方針に従って、IFRSの要件に基づいて、上場持分証券の市場価格はクローリング時の買値に基づいて再評価されます。

さらに、本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、本ファンドの組成に伴う設定費用が6ヶ月の期間にわたって償却されます。しかしながら、IFRSに従って、設定費用はその発生期間に費用計上しなければなりません。

報告期間末において、発行されているサブ・ファンドはClassA1つとなっております。当財務諸表における純資産とはIFRSの会計基準に基づいています。

従って、PPMに基づく購入単位及び解約単位の処理のために定めいている純資産の調整額は下記の通りです。

	2012年 日本円	2011年 日本円
財務諸表における純資産	4,390,971,972	3,675,467,326
呼び値から最終市場価格の調整額	11,651,498	7,678,911
予備経費の調整金	-	284,739
直近取引日と報告期間末日間における 純資産価額に対する調整額	(19,710,735)	-
取引単位のための純資産	<u>4,382,912,735</u>	<u>3,683,430,976</u>

購入期間および解約単位のための純資産価額は、2012年12月28日のPPMに従って創設されました。該当項目は、当該日と報告期間末日間における純資産価額変動を反映します。

< 参考情報 > Fullerton VPIC Fund Class Aの2013年8月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	国	株数	時価総額(円)	組入比率 (%)
VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	生活必需品	ベトナム	379,500	228,811,259	5.33
UNITED BANK LTD	金融	パキスタン	1,806,340	221,366,717	5.16
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	金融	中国	3,380,868	217,737,486	5.07
MCB BANK LTD	金融	パキスタン	827,227	198,993,243	4.64
PAKISTAN PETROLEUM LTD	エネルギー	パキスタン	872,145	193,901,423	4.52
HUB POWER COMPANY LTD	公益事業	パキスタン	2,764,401	183,147,238	4.27
NEWOCEAN ENERGY HOLDINGS LTD	エネルギー	中国	2,660,000	168,282,458	3.92
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	エネルギー	パキスタン	680,347	158,127,714	3.68
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	一般消費財・サービス	中国	211,000	126,011,929	2.94
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	金融	中国	477,500	119,384,384	2.78
PAKISTAN OIL FIELDS LTD	エネルギー	パキスタン	262,832	117,511,058	2.74
ITC LTD	生活必需品	インド	235,717	108,058,426	2.52
DHG PHARMACEUTICAL JSC	ヘルスケア	ベトナム	219,770	104,985,154	2.45
SANDS CHINA LTD	一般消費財・サービス	中国	183,600	103,608,346	2.41
HDFC BANK LTD	金融	インド	113,828	100,407,616	2.34
JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM	金融	ベトナム	855,750	98,031,607	2.28
FAUJI FERTILIZER COMPANY LTD	素材	パキスタン	954,918	96,982,844	2.26
PETROVIETNAM DRILLING AND WELL SERVICES	エネルギー	ベトナム	350,000	94,961,195	2.21
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	エネルギー	パキスタン	338,716	93,833,959	2.19
ENGRO CORP LTD	素材	パキスタン	586,028	77,926,278	1.82
LARSEN & TOUBRO LTD	資本財・サービス	インド	72,265	77,754,847	1.81
HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	一般消費財・サービス	中国	430,000	73,776,042	1.72
CHINA RAILWAY CONSTRUCTIO CO LTD	資本財・サービス	中国	780,000	72,834,672	1.70
PETROVIETNAM FERTILIZER AND CHEMICALS JSC	素材	ベトナム	390,000	72,532,265	1.69
PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA LTD	金融	中国	102,000	70,143,418	1.63
FPT CORP	情報技術	ベトナム	324,812	64,927,936	1.51
CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CO	エネルギー	中国	869,800	61,520,296	1.43
TATA MOTORS LTD	資本財・サービス	インド	133,943	59,523,065	1.39
AMBUJA CEMENTS LTD	素材	インド	228,966	58,347,115	1.36
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD	資本財・サービス	中国	188,000	58,159,936	1.35
CNOOC LTD	エネルギー	中国	297,000	57,871,452	1.35
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD	金融	中国	192,000	56,117,771	1.31
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	インド	56,158	55,007,687	1.28
DR. REDDY'S LABORATORIES LTD	ヘルスケア	インド	15,864	54,016,808	1.26
TENCENT HOLDINGS LTD	情報技術	中国	10,800	49,686,092	1.16
CHINA CONSTRUCTION BANK CO	金融	中国	666,712	47,915,256	1.12
TAY NINH RUBBER JCS	素材	ベトナム	250,000	47,654,519	1.11
HAGL JSC	金融	ベトナム	485,180	45,679,484	1.06
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	24,320	44,911,538	1.05
AXIS BANK LTD	金融	インド	36,210	44,789,742	1.04
ANTON OILFIELD SERVICES GROUP	エネルギー	中国	688,000	43,090,432	1.00
MASAN GROUP CORP	生活必需品	ベトナム	112,460	42,769,502	1.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	資本財・サービス	中国	1,180,000	39,416,054	0.92
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORPORATION LTD	電気通信サービス	中国	552,000	36,388,488	0.85
HT MEDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	180,730	24,060,888	0.56
PRESTIGE ESTATES PROJECTS LTD	金融	インド	49,738	8,508,870	0.20

(注)有価証券明細の組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託Fullerton VPIC Fund Class A Unitsの純資産

総額をもとに算出した比率です。業種はMSCI/S&P GICS の業種区分にもとづいています。
MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準
(Global Industry Classification Standard = GICS)のことです。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年 8月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	4,444,573,099円
負債総額	13,832,524円
純資産総額（ - ）	4,430,740,575円
発行済口数	7,565,235,251口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5857円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	400,651,800円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	400,651,800円
発行済口数	393,862,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0172円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成25年8月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

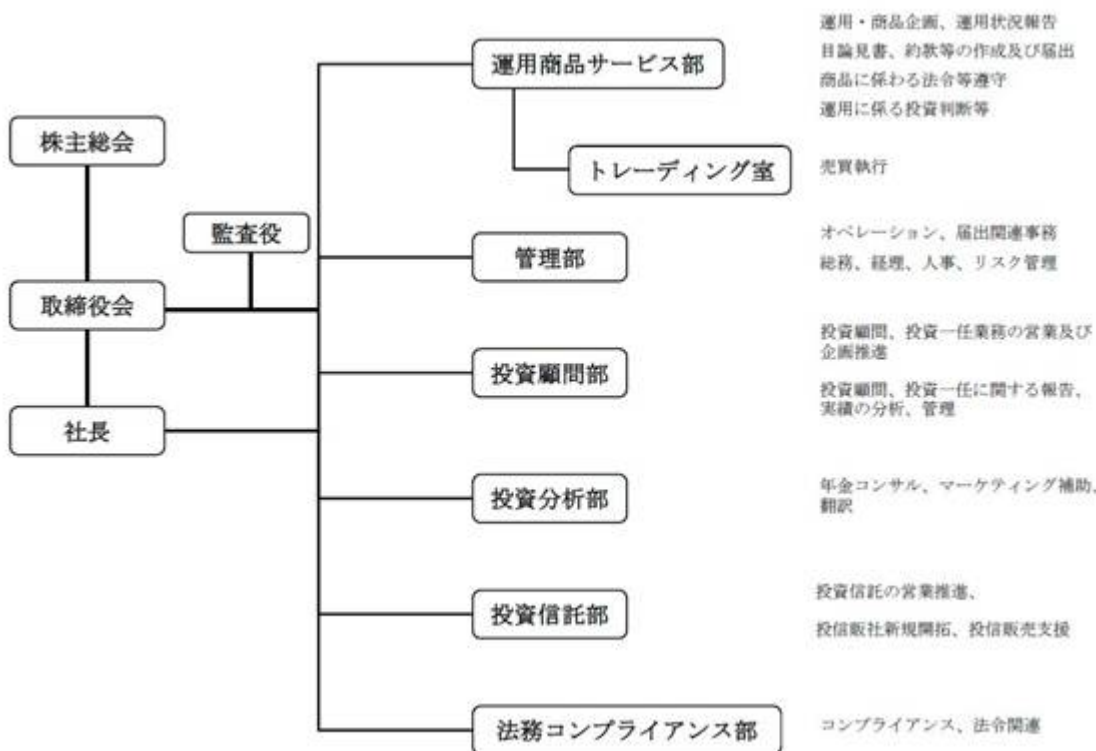
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用商品サービス部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用商品サービス部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成25年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計22本(追加型投資信託18本、単位型投資信託4本)であり、純資産の総額は90,707百万円(百万円未満切捨)です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)		第12期 (平成25年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2	797,088		802,162	
前払費用		8,745		8,019	
未収還付法人税等		-		1,837	
未収委託者報酬		147,167		154,065	
未収運用受託報酬		21,488		20,874	
未収収益		4,604		4,936	
繰延税金資産		979		347	
その他		13		1,065	
流動資産計		980,087		993,308	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	43,210		39,925	
器具備品	1	3,037		2,158	
無形固定資産					
ソフトウェア		3,388		1,492	
商標権		43		-	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計		93,800		87,696	
資産合計		1,073,888		1,081,005	

期別		第11期 (平成24年3月31日現在)		第12期 (平成25年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			125,062		118,260
未払手数料	2	83,601		83,548	
その他未払金	2	41,461		34,711	
未払費用			9,858		9,673
未払法人税等			3,948		1,187
未払消費税等			2,726		3,512
その他			1,030		1,352
流動負債計			142,625		133,986
固定負債					
資産除去債務			27,355		27,922
繰延税金負債			8,568		8,616
固定負債計			35,923		36,539
負債合計			178,549		170,525
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		400,339		415,479	
利益剰余金合計			400,339		415,479
株主資本合計			895,339		910,479
純資産合計			895,339		910,479
負債・純資産合計			1,073,888		1,081,005

(2) 【損益計算書】

期別		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,377,872		1,273,039	
運用受託報酬		111,721		99,675	
その他営業収益		20,137		17,886	
営業収益計			1,509,732		1,390,601
営業費用					
支払手数料	1	848,355		776,619	
広告宣伝費		28,754		22,432	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		563		570	
調査費		109,013		118,500	
委託計算費		20,396		17,477	
営業雑経費					
通信費		915		1,002	
印刷費		13,767		17,049	
協会費		2,881		2,781	
その他営業雑経費		8,601		8,545	
営業費用計			1,033,849		965,579
一般管理費					
給料					
役員報酬		20,100		19,960	
給料・手当		186,239		181,197	
賞与		27,803		28,399	
退職給付費用		30,274		33,246	
交際費		1,423		642	
旅費交通費		10,096		11,973	
租税公課		3,978		4,829	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		7,637		6,104	
資産除去債務利息費用		556		567	
諸経費		72,053		69,209	
一般管理費計			404,281		400,250
営業利益			71,601		24,772
営業外収益					
受取利息	1	100		98	
雑収入		11		27	
営業外収益計			112		125
営業外費用					
雑損失		2		33	
営業外費用計			2		33
経常利益			71,711		24,864
税引前当期純利益			71,711		24,864
法人税、住民税及び事業税	1	30,144		9,043	
法人税等調整額		1,206	28,938	680	9,723
当期純利益			42,772		15,140

(3) 【株主資本等変動計算書】

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

第12期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当期変動額	当期純利益 15,140
	当期末残高	415,479
利益剰余金合計	当期首残高	400,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	415,479
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479
純資産合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第11期 （平成24年3月31日現在）	第12期 （平成25年3月31日現在）
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円 器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 46,871千円 その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 8,450千円 器具備品 12,395千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 584,212千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 51,095千円 その他未払金 6,015千円</p> <p>当該金額のうち、5,954千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

（損益計算書関係）

第11期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第12期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円 受取利息 100千円 法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 344,465千円 受取利息 98千円 法人税、住民税及び事業税 5,954千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）					第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

（リース取引関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考に、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

第12期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	802,162	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	20,874	-
差入保証金	44,119	32,101	12,017
資産計	1,021,222	1,009,204	12,017
未払手数料	83,548	83,548	-
その他未払金	34,711	34,711	-
負債計	118,260	118,260	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	802,162	-
未収委託者報酬	154,065	-
未収運用受託報酬	20,874	-
差入保証金	-	44,119
合計	977,102	44,119

(有価証券関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>			<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>		
	エマージング・カレン シー・債券ファンド(毎月 分配型)	新生・UTIインドファンド		エマージング・カレン シー・債券ファンド(毎月 分配型)	新生・UTIインドファンド
営業収益	871,660	266,667	営業収益	814,061	221,525
<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>			<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		

（資産除去債務関係）

の

第11期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）				第12期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）			
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
26,798		556	27,355	27,355		567	27,922

（関連当事者情報）

第11期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払 手数料	46,871
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第12期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	344,465	未払 手数料	51,095
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	5,954	その他 未払金	5,954
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p style="text-align: right;">979千円</p> <p style="text-align: right;">小計 979千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p style="text-align: right;">9,749千円</p> <p>その他</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p>評価性引当額</p> <p style="text-align: right;">9,749千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>繰延税金資産合計 979千円</p> <p>計</p> <p>繰延税金負債</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用）</p> <p style="text-align: right;">9,093千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">524千円</p> <p style="text-align: right;">小計 8,568千円</p> <p>繰延税金負債合計 8,568千円</p> <p>計</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 7,588千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税</p> <p style="text-align: right;">396千円</p> <p>未払事業所税</p> <p style="text-align: right;">306千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p style="text-align: right;">小計 347千円</p> <p>固定資産</p> <p>資産除去債務</p> <p style="text-align: right;">9,951千円</p> <p>その他</p> <p style="text-align: right;">382千円</p> <p>評価性引当額</p> <p style="text-align: right;">10,273千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">61千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>繰延税金資産合計 347千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <p>未収事業税</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺</p> <p style="text-align: right;">355千円</p> <p style="text-align: right;">小計 千円</p> <p>固定負債</p> <p>建物（除去費用）</p> <p style="text-align: right;">8,677千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺</p> <p style="text-align: right;">61千円</p> <p style="text-align: right;">小計 8,616千円</p> <p>繰延税金負債合計 8,616千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 8,269千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>

（退職給付関係）

第11期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第12期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>	<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>

(1株当たり情報)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 91,967円67銭 1株当たり当期純利益 1,529円35銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957.5百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

- (2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士 岩本 正 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 青木 裕 晃 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFANDの平成24年8月28日から平成25年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFANDの平成25年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士 岩本 正 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 青木 裕 晃 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。